

定期報告制度改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）にかかる定期報告対象 新旧対照表

1. 特定建築物

用 途	改正前	改正後		報告 時期
	県細則指定 (表のいづれかに該当するもの) 用途に供する部分の階数及び床面積の合計	国政令指定 (表のいづれかに該当するもの) 用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	県細則指定 (表のいづれかに該当するもの) 用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	
1 劇場 映画館 演芸場	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの ③主階が 1 階にないもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの ③主階が 1 階にないもの ④地階にあるもの (100 m ² 超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
2 観覧場 公会堂 集会場	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの ③地階にあるもの (100 m ² 超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
3 病院 診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等※注1	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上であるもの ③地階にあるもの (100 m ² 超) ※児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (老人ホームなど) に限る。	児童福祉施設等 (政令指定以外) ①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上であるもの ③地階にあるもの (100 m ² 超)	2年毎
4 旅館 ホテル	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上のもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上であるもの ③地階にあるもの (100 m ² 超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
5 下宿 共同住宅 寄宿舎	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上のもの	[共同住宅(※1)、寄宿舎(※2)] ①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上であるもの ③地階にあるもの (100 m ² 超) (※1) : 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (サービス付き高齢者向け住宅) に限る。 (※2) : 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム) に限る。	[下宿、共同住宅、寄宿舎] ①5階以上の階にあり、かつ、対象用途の床面積の合計が 1,000 m ² 以上であるもの	3年毎
6 学校 体育館	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上のもの	○指定なし (県細則指定のみ) (ただし、学校に付属しない体育館は、7の項目とする。)	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上であるもの	3年毎
7 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※学校に付属しないもの)	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上のもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上であるもの	○指定なし (国政令指定対象のみ)	3年毎
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上にあるもの (100 m ² 以上) ②対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上のもの	①3階以上にあるもの (100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの ④地階にあるもの (100 m ² 超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
9 上記に掲げるものを除き、事務所その他これらに類するもの	①階数が 5 階以上で延べ面積が 1,000 m ² を超え、かつ、地階又は 3 階以上にその用途に供する部分 (100 m ² を超える) を有するもの	指定なし	①階数が 5 階以上で延べ面積が 1,000 m ² を超え、かつ、地階又は 3 階以上にその用途に供する部分 (100 m ² を超える) を有するもの	3年毎

※注 1 児童福祉施設等とは政令第 115 条の 3 第 1 項に掲げるもの

「児童福祉施設 (幼保連携型認定こども園を含む)、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、

母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業の用に供する施設」

2. 特定建築設備等

種別	改正前	改正後		報告時期
	県細則指定 (表のいづれかに該当するもの)	国政令指定 (表のいづれかに該当するもの)	県細則指定 (表のいづれかに該当するもの)	
昇降機 ^{※注2}	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）	①小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）	毎年
建築設備等	①指定建築物に設けた建築設備 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)	①国政令指定建築物の防火設備 ②病院、診療所又は高齢者・障害者等の就寝の用に供する部分が 200 m ² 以上の建築物の防火設備	①県細則指定建築物の防火設備 ②国政令指定及び県細則指定の建築物に設けた建築設備 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)	毎年
準用工作物	①観光用エレベーター ②遊戯施設	①観光用エレベーター ②遊戯施設	○指定なし（国政令指定対象のみ）	毎年

※注2 昇降機については以下のものは対象外となります。

- ・住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機